

り、「伊勢の神風」というキーワードが広く知られていったことがあるのでないかと考えられる。「神風の伊勢」「伊勢の神風」という、枕詞であつたキーワードが民俗レベルにおいて破魔の効果を持つ呪文として機能するようになつていった経緯について、伊勢信仰の広まりとパラレルに整理していくほか、民俗儀礼における呪歌の役割と合わせてさらなる考察を行う必要がある。

神道祭祀における祝詞奏上と玉串奉奠について

竹内 雅之

神社本庁傘下の神社においては、祭祀規程により祭祀の式次第が定められている。それによると、例えば月次祭のような小祭の場合、主要な部分は「修祓」「宮司一拝」「神饌を供す」「祝詞を奏す」「玉串を奉りて拝礼」「神饌を撤す」「宮司一拝」のようになっている。この式次第の原型は明治八年の「神社祭式」にある。例えば、官國幣社祈年祭において、祝詞、玉串に関する部分を抜き出すと「神官ノ長官祝詞ヲ奏ス」「地方ノ長官玉串ヲ献リ拝礼」「同官員拝礼」「神官ノ長官玉串ヲ献リ拝礼」「同次官以下拝礼」のようになる。この部分は明治時代にできた新しい祭式で、地方長官が最初に拝礼することにより國家管理の神社たることを体現している。星野光樹は、平田派国学者が玉串に「捧げ物」という新しい役割を見出したことにより、近代の玉串拝礼行事ができあがつていった、と指摘する（「玉串ヲ奉リテ拝礼」についての一考察」『神道研究集録』十七）。それでは、近世以前、玉串に関する行事は、どのように

行われていたのであろう。

近世以前、玉串関連行事が確認できるのは、宮中を除いては、神宮のみである。「延喜祝詞式」六月月次祭祀詞は「度会の宇治の五十鈴の川上に大宮柱太敷き立て（中略）常も進る御調の糸、由貴の御酒・御贊を、横山の如く置き足らはして、大臣臣太玉串に隠り侍りて、今年の六月の十七日の、朝日の豊栄登に称へ申す事を、神主部・物忌等諸聞食せと宣る」である。このなかに「太玉串」の語がみえる。それでは、改めて玉串とは何であろうか。河野省三は『神道要語集』「たまぐし」の項目で諸説を紹介している。なかでも、鈴木重胤の「八重榊は神等の御靈を寄給はむ料、太玉串は神の御前に捧げる幣なりけり」という説に多くのページをさいてある。発表者は学者よりも、現場の奉仕者の意見に注目したい。外宮祠官御巫清直は「八重榊八重榊位置考證」（『神宮神事考證』所収）のなかで太玉串と八重榊の違いを指摘している。それによると、一本一本のバラになつた榊が太玉串で、合計一二八本が玉串御門の前に規則正しく配置されているのが八重榊ということになる。内宮祠官蘭田守良は『神宮典略九』「祭祀用具」の最初に玉串の項目を設けて、その意義を「此榊を取持はいかなる故ぞといふに、内宮儀式帳に、禰宜乃捧持太玉串」、大中臣隱侍弓、天津告刀乃太告刀、厚広事遠多々倍申、玉串發由如件、と有如く、大神の御光のいとまばゆき故に、此榊を挿隠れて告刀申すよし也」と説明している。皇太神宮では日の大神から放たれる御光がまぶしいため八重榊と太玉串に隠れて祝詞を奏上するというのである。それでは、御饌都神を祭神とする外宮の玉串は、ど

のように説明されるのであろうか。外宮祠官檜垣常和は『豊受大神宮諸祭由緒記上』の六月祭礼（月次祭）において「凡ソ禰宜祭礼毎ニ太玉串ヲ執ル濫觴ハ天村雲命ニ從ヒ起レリ。類聚神祇本源ニ謂ル、天村雲命（度會上祖神）ハ賢倉（サカキ）ノ捧ゲ（中略）禰宜ハ賢木ヲ持チ祭祀ヲ儀カニス。是皆神代古風行ヒ來ル礼奠ナリ。本紀曰ク、天村雲命、太玉串ヲ取り仕奉ル。凡ソ天村雲命ハ禰宜ノ祖神ナリ。故ニ其ノ遺法ニ因テ今玉串ヲ執ルナリ」（『大神宮叢書』所収の漢文を書き下し文に改めた）と述べる。玉串の意味については何も言及しないが、ひたすら度會氏の祖先神である天村雲命の遺法であると説く。

明治移行、別々の行事になつた祝詞奏上と玉串奉奠は、それ以前、神宮の祭祀では、同時平行して行われた一体の行事であつた可能性を、古代の祝詞と祭祀奉仕者の言葉で示した。さらなる研究には玉串の忘れられた意味を再発見しなければならない。具体的には「隠れる」という行為の目的や、依代としての玉串の働きを民俗学・神話学の知見をふまえて検討するのが今後の課題である。

近代の御師制度廃止と伊勢信仰について

八幡 崇経

伊勢神宮における近代化の中で、伊勢信仰を全国に広めた御師の活動がどのように変化してきたかということを、近世近代にわたる御師史料によつてみていくことで、伊勢信仰の変化と御師活動の実態を検証しようとするものである。伊勢神宮は、明治四年の改革により、旧来の御師制度は廃止

となり、御師が私邸で行つてきた、祈禱や神札の配布などが禁止された。このことにより全国各地域の伊勢信仰と伊勢神宮をつなぐ核となつたものが廃絶することとなつた。一方で明治政府は、国民の神宮崇敬心を新国家建設の精神的基盤の一つとするとともに、御師が従来配付してきた神札とは別に「神宮大麻」として、あらたな意義を付与して全国に頒布することとした。さらに明治四年の神宮改革以後、大教宣布により神宮崇敬の念を高めようと、神宮教院を中心に布教が行われ、その一環として神宮大麻の頒布も行われ、当初地方の役所を通じて頒布を行おうとしたが、同一一年、内務省により「大麻頒布は自今地方官の関係に不及受不受は人民の自由とする旨府県に通達」により、地方庁委託を止め、各地神宮教院及神道事務局教導職・神職等に託して頒布するようにし、同一三年には、大麻頒布取扱方を各府県下の神宮教院の教会に委託した。

同一五年には、神官の教導職兼補を廃したことにもない、神宮教院を神宮司庁より分離して、大麻の頒布を神宮教院に委託した。神宮教院は独立して、教派神道の一つの神宮教として宗教の扱いとなり、翌三〇年には解散し神宮奉斎会となつた。神宮大麻の頒布事業は、当初の理念から、近代的な信教の自由の制限の中で、以後この神宮奉斎会が神宮大麻の頒布をおこなうこととなつたが、同三三年に神宮司庁においては大麻製曆祈禱の三課を分離して、神宮大麻だけでなく社頭での報賽を含めた組織として神部署官制が公布され、さらに同四五年に神宮神部署支署が全国に二十八ヶ所とした。これにより神宮神部署による全国頒布の体勢が整うこととなつたが、各支署は神宮奉賛